

有価証券時価情報

1.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022年9月30日			2023年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	—	—	—	881	884	3
	小 計	—	—	—	881	884	3
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	26,453	26,223	△229	28,953	28,698	△255
	小 計	26,453	26,223	△229	28,953	28,698	△255
合 計		26,453	26,223	△229	29,834	29,583	△251

2.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022年9月30日			2023年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	34,148	12,575	21,573	47,072	16,683	30,389
	債 券	65,402	64,749	653	38,475	38,207	268
	国 債	2,975	2,974	0	10,000	9,999	0
	地方債	23,815	23,590	225	10,577	10,460	117
	社 債	38,611	38,183	427	17,897	17,746	150
	そ の 他	54,628	53,992	635	72,082	71,317	764
	小 計	154,179	131,316	22,863	157,630	126,208	31,421
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	5,259	6,165	△906	889	1,082	△192
	債 券	452,310	459,166	△6,856	594,539	607,948	△13,408
	国 債	163,434	167,080	△3,645	234,896	239,576	△4,680
	地方債	180,714	182,541	△1,826	215,492	220,482	△4,990
	社 債	108,160	109,544	△1,383	144,150	147,888	△3,738
	そ の 他	135,040	147,205	△12,164	150,021	163,527	△13,506
	小 計	592,609	612,537	△19,927	745,450	772,557	△27,107
合 計		746,789	743,853	2,935	903,080	898,766	4,314

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	2022年9月30日		2023年9月30日	
	中間貸借対照表計上額		中間貸借対照表計上額	
非上場株式 (* 1) (* 2)		1,594		1,663
組合出資金 (* 3)		1,517		1,456
合 計		3,112		3,120

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前中間会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
当中間会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

連結情報

単体情報

3.減損処理を行った有価証券

〈2022年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は41百万円(うち、株式41百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

〈2023年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2022年9月30日	2023年9月30日
評 価 差 額	2,935	4,314
そ の 他 有 価 証 券	2,935	4,314
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	—	—
(△) 繰 延 税 金 負 債	726	1,036
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,209	3,277